

## 旧 新宿区子ども読書活動推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 新宿区子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）に基づき、毎年度の進捗状況を把握するとともに検証し、円滑な読書活動の推進に向けた検討などを行い、区民との協働による子どもの読書活動を推進するため、新宿区子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (担当事項)

第2条 推進会議は、新宿区の子ども読書活動の推進に関する次の事項を協議する。

- (1) 推進計画の策定及び進捗状況に関すること。
- (2) 推進計画の普及・啓発に関すること。
- (3) 絵本でふれあう子育て支援事業の絵本の選定に関すること。
- (4) 関係機関等の連携・協力に関すること。
- (5) その他

### (構成)

第3条 推進会議は、10人の委員をもって組織する。

- |     |   |     |    |
|-----|---|-----|----|
| (1) | 新宿区立幼稚園PTA連合会・新宿区立小学校PTA連合会・<br>新宿区立中学校PTA協議会 | 各代表 | 3人 |
| (2) | 中央図書館読み聞かせ会代表                                 |     | 1人 |
| (3) | 学識経験者   |     | 2人 |
| (4) | 区職員   |     | 4人 |

- 2 推進会議に座長及び副座長各1名を置く。
- 3 座長及び副座長は、委員が互選する。
- 4 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。

### (推進会議)

第4条 推進会議は、座長が召集する。

- 2 推進会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 座長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

### (任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (庶務)

第6条 推進会議の庶務は、こども図書館が担当する。

### 附 則

- この要綱は、平成16年4月1日から適用する。
- この要綱は、平成19年4月1日から適用する。
- この要綱は、平成20年7月28日から適用する。
- この要綱は、平成21年4月 1日から適用する。